

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会（以下「本学会」という）定款第7条の規定に基づき、入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定める。

(会費)

第2条 本学会の入会金は、次の通りとする。

- (1) 正会員 1,000円
- 2 本学会の会費は、次の通りとする。
 - (1) 正会員 年額 10,000円
 - (2) 賛助会員 年額 1口以上 (1口20,000円)
- 3 入会金は入会時に、会費は前年度末までにそれぞれ納入しなければならない。

(改廃)

第3条 この規程は、社員総会の決議により改正することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人の設立登記の日より施行する。
- 2 この規程は、2017年6月10日から改正施行する。
- 3 この規程は、2021年4月1日から改正施行する。